

**□介護予防支援及び第1号介護予防支援事業
重要事項説明書**

**□介護予防支援及び第1号介護予防支援事業
契約における個人情報使用同意書**

**□介護予防支援
及び第1号介護予防支援事業 契約書**

□契約書別紙

別紙1：認定前に介護予防支援等の提供が行われる場合の特例事項
別紙2：介護予防支援等利用料

社会福祉法人不二健育会

舟渡地域包括支援センター

2025年6月1日改定

舟渡地域包括支援センター 重要事項説明書

1. 当事業所が提供する介護予防支援サービスについての相談窓口

電話 03-3969-3136

FAX 03-3969-3155(特別養護老人ホームケアポート板橋 1階)

＊ 但し、17:30～翌日9:00、日祝日は携帯電話に転送になります。
電波の届きにくい場合もございますのであらかじめご了承ください。

2. 舟渡介護予防支援事業所の概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	舟渡地域包括支援センター
所在地	東京都板橋区舟渡3丁目4番8号
介護保険指定番号	介護予防支援(1301900120 号)
サービスを提供する地域	舟渡1丁目～4丁目、新河岸1丁目～2丁目、高島平7丁目～9丁目

(2) 営業時間

平日・土曜日	午前9時～午後5時00分
--------	--------------

＊ 日曜・祝日・12/29～1/3 は携帯電話のみの対応になります。

＊ 携帯電話への転送は、移動途中、交通機関利用中や電波の障害により、繋がりにくい場合がございますのでご了承ください。その際は、留守番電話にお名前・ご連絡先・ご伝言を頂ければ、可能な限り折り返しご連絡いたします。

(3) 同事業所の職員体制

資格	
主任介護支援専門員	1 名以上
保健師・看護師	1 名以上
社会福祉士	1 名以上
介護支援専門員	1 名以上

3. 利用料金

(1) 利用料

介護保険給付の適用となる場合、ご利用者の自己負担はございません。

ただし、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなくなる場合には前記の料金をいただきます。(その際、料金支払い時に事業者が発行するサービス提供証明書を、後日板橋区役所の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。)

介護予防支援等の提供開始以降1ヶ月当たり以下のとおりです。

ただし、初回月に限り 3420 円が加算(初回加算)されます。また、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅支援事業者との適切な情報連携をした場合初回月に限り 3420 円が加算(委託連携加算)されます。

・ 2024 年 4 月 1 日より介護報酬一部改訂

サービス種別	利用サービス	介護予防支援料等
①予防給付 (訪問看護、福祉用具貸与等)	「①～③のいずれかを含む」サービス利用	5038 円(442 単位)
②訪問型サービス ③通所型サービス	「④のみ」又は「④及び⑤」のサービス利用	4890 円(429 単位)
④短期集中型サービス ⑤住民主体型サービス	「⑤のみ」のサービス利用	3670 円(322 単位)

・地域区分：一級地(特別区 23 区) 人件費割合 11.40 円(小数点以下の端数切り捨て)

運営に関する基準

- ① 介護予防支援等の実施に当たっては、適切なアセスメントの実施により、利用者の状態の特性を踏まえた目標を設定するとともに、利用者本人を含めたサービス担当者会議等を通じ、専門的な見地から意見を求め、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者の改善可能性を実現する為の適切なサービスを選択できるよう、利用者の自立に向けた目標指向型の計画を策定します。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画の原案を作成します。
- ④ サービス計画の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ サービス計画の作成に当たっては、複数のサービス提供事業所の紹介の求めに応じます。
- ⑥ サービス計画の作成に当たっては、サービス提供事業所を位置づけた理由の求めに応じ、説明します。
- ⑦ その他、サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(2) 交通費等

- 当事業所担当地域外は公共機関を利用した交通費がかかります。専門員がお尋ねするために必要な交通費です。
- また、その他介護予防サービス計画の作成に関して生じた費用(郵送代等)については、実費を請求いたします。
- サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等の実費負担が必要となります

(3) 解約料

・契約書本文第 12 条第 1 項の解約の申し出により直ちに解約を終了する場合は、5038 円の解約料をいただきます。初回利用時のみ初回加算分 ¥3420 を追加して解約料をいただきます。

〔 請求する場合 〕

利用者のご都合により契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合、
下記の料金をいただきます。・2024 年 4 月 1 日より介護報酬改定

サービス種別	利用サービス	介護予防支援料等
①予防給付 (訪問看護、福祉用具貸与等)	「①～③のいずれかを含む」サービス利用	5038 円(422 単位) 初回時 8458 円
②訪問型サービス ③通所型サービス	「④のみ」又は「④及び⑤」のサービス利用	4890 円(429 単位) 初回時 8310 円
④短期集中型サービス ⑤住民主体型サービス	「⑤のみ」のサービス利用	3670 円(322 単位) 初回時 7090 円

＊但し、契約締結から7日以内の申し出については、解約料は頂きません。

＊解約の際は文章での申し出が必要です。

(4)その他

支払方法

料金が発生する場合、翌月、10日までに前月分の請求をいたします。請求後10日以内にお
支払ください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。
お支払方法は、現金集金とさせていただきます。

4. サービス利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した
のち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が必要な介護予防・生活支援サービス事業等の利用を終了したとき。
- ・利用者が板橋区外へ転出した場合や死亡した場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。
- ・利用者の要支援認定区分が、非該当、要介護と認定された場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。

(3) 契約の解除

当事業所は、事業所の適性な運営のため、やむを得ず、次の各号の場合には本契約を解除
することがあります。

- ① 次のア～カに記載するハラスメント行為及びそれに類する行為がなされ、事業所がその
是正を求め、事業所として取り得る防止策を講じても 利用者及びその家族によるハラス
メント行為がやまず、当事者間の信頼関係が失われたと評価する場合
- ア 職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
- イ 職員に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとし

めたりする行為)

ウ 職員に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な いやがらせ行為）

エ 職員の契約内容以外の労力や介護保険制度から逸脱する内容要求など。

オ プライバシーの侵害 職員の許可無くその撮影をして SNS 上に投稿する、執拗に個人情報を訪ねる、など

カ その他、上記に類する、当事者間の信頼関係を破壊する一切の行為

② その他、利用者またはその家族等によって、本契約を継続することが難しいほどの背信行為が行われた場合

5. 秘密保持

- (1) 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) 事業者は、担当職員その他退職者を含む従業員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

6. 事故発生時の対応と賠償責任

- (1) 事業者は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに板橋区及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

・賠償責任保険 詳細

東京海上日動火災保険株式会社

超ビジネス保険(事業活動包括保険)

＊事業活動遂行事故に関し補償する保険

・本契約の有効期間中に利用者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合、その損害に対する事業者の賠償責任は免除されるものとします。

- ① 利用者が契約締結時にその身体の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ② 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する事業者からの聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ④ 利用契約者が、事業者もしくは、事業者の職員の指示・依頼に反して行った行為に専

ら起因して損害が発生した場合。

- ⑤ 天災・地震等の不可抗力に専ら起因して損害が発生した場合。

7. 相談・苦情対応

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援等又は自らがサービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

(1) 相談・苦情担当

下記の管理者宛てにご連絡を頂き、お話をお伺いいたします。その後、当センターで対応を検討しご報告いたします。

舟渡地域包括支援センター

担当 管理者 鈴木 穰

電話 03-3969-3136

(2) その他

当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

○ 板橋区 介護保険苦情相談室

〒173-8501 東京都板橋区板橋2丁目66番1号 板橋区役所 北館2階

電話 03-3579-2079 FAX 03-3579-3402

受付時間：（土・日・祝祭日を除く）午前9時から午後5時まで

○ 東京都国民健康保険団体連合会・介護相談窓口

担当 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館

電話 03-6238-0177

受付時間（土・日・祝祭日を除く）午前9時から午後5時まで

<http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp>

8. 当事業所の介護予防支援の特徴等

◆ 運営の方針

- ① 事業所の専門員等は利用者の心身状況、その置かれている環境等に応じてその利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことのできるよう、利用者の立場にたって援助を行う。
- ② 介護者（家族等）の相談援助を行う。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合かつ効率的に提供されるよう中立公平な立場でサービスを調整する。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

- ⑤利用者が医療系サービスを希望している場合等は、主治医等の意見を求め、この求めた主治医等に対してケアプランを交付し連携を図ります。
- ⑥予防訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当者自身が把握した利用者の状況等について、担当者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行い、連携を図ります。
- ⑦感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から感染症及び災害の業務継続計画を策定します。
- ⑧利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じます。
- ・虐待の防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - ・虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・従事者に対し、虐待の防止の為の研修を定期的に実施します。
 - ・上記の措置を適切に実施するための担当者を置きます。(担当者:鈴木 穰)

介護予防支援契約における個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1 使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画書の作成（変更）及びこれに沿った円滑なサービス提供のために実施されるサービス担当者会議、医療機関との連携、介護支援専門員や事業者及び関係機関との連絡調整等において必要な場合。

2 使用する範囲

指定介護（予防）サービス事業者及び介護保険外サービス事業者の担当者、及び主治の医師や歯科医師、薬剤師、医療機関の担当者、並びに介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な地域の行政機関や民生委員などの関係機関（団体）の担当者（利用者の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに協力が必要な関係者に限る）

3 使用する期間

介護保険法、介護予防支援及び第1号介護予防支援事業契約書の契約期限に同じ。ただし同契約が変更・更新された場合は、これに準ずる。

4 使用条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること
- (3) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

以上

舟渡地域包括支援センター（介護予防支援及び第1号介護予防支援事業） 契約書

様（以下「利用者」といいます。）舟渡地域包括支援センター（以下「事業者」といいます。）は利用者に対して行う介護予防支援又は第1号介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」といいます。）について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、介護予防サービス計画の作成を支援し、指定介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、契約締結日から1年間とします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

第3条（介護予防支援等担当職員）

事業者は、介護予防支援等の提供に当たる保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のほか、介護予防支援等に関する知識を有する職員（以下「担当職員」といいます。）を利用者へのサービスの担当者として任命し、その氏名を通知します。また、交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

第4条（サービス計画の作成）

事業者は、担当職員に次の各号に定める事項を担当させ、サービス計画の作成を支援します。

- (1) 介護予防支援等の提供に当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族にサービスの提供方法等、理解しやすいように説明します。
- (2) サービス計画の作成に当たっては、適切にサービスが選択できるよう、地域の指定介護予防サービス事業者等のサービス内容、利用料等の情報を利用者及びその家族にお知らせし、サービスの選択を求めます。
- (3) サービス計画の作成に当たっては、複数のサービス提供事業所の紹介の求めに応じます。
- (4) サービス計画の作成に当たっては、サービス提供事業所を位置づけた理由の求めに応じ、説明します。
- (5) サービス計画の作成に当たり、利用者及びその家族の意向等を踏まえ、利用者が自立した日常生活ができるよう支援すべき課題を把握するため、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接します。
- (6) 利用者の希望及び把握した課題を踏まえ、利用者が目標とする生活、（専門的観点からの目標と具体策）利用者及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、（その目標を達成するための支援の留意点）利用者及び指定介護予防事業者等が目標を達成するための支援内容並びにその期間等を記載したサービス計画の原案を作成します。
- (7) サービス計画の原案にある指定介護予防サービス等について、保険給付や地域支援事業等の対象となるか否か、また、内容、利用料等について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を得ます。この場合、サービス計画の写しを利用者に交付します。

第5条(実施状況の把握、計画の変更等)

事業者は、サービス計画作成後、次の各号に定める事項を担当職員に担当させます。

- (1) サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

なお、利用者がサービス計画の変更を希望した場合、又は事業者がサービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもってサービス計画を変更します。

- (2) 前号の実施状況の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行います。特段の事情がない限り、サービスの提供が開始される月(サービス計画が変更された場合を含みます。以下同じ。)及びサービスの提供が開始される月の翌月から起算して3月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接します。短期集中型サービスのみを利用する場合は必要に応じてモニタリングを実施します。

- (3) サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、サービス計画の達成状況について評価します。状態の変化等に応じて、要介護認定新規申請及び区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

- (4) 住民主体型サービスのみを利用する場合は、基本的にセルフマネジメントとなります。

【介護予防支援・介護予防ケアマネジメント総括表】 ○:実施 △:必要に応じて実施 ー:不要

	介護予防支援の場合	国基準相当サービスまたは、区独自緩和型サービスを含んだサービスを利用する場合	短期集中型サービスのみを利用する場合、又は短期集中型サービス+住民主体型サービスを利用する場合	住民主体型サービスのみを利用する場合
アセスメント	○	○	○	○
ケアプラン原案作成	○	○	○	ー
サービス担当者会議	○	○	△	ー
利用者への説明同意	○	○	○	○
ケアプランの確定・交付	○	○	○	○ (ケアマネジメントの結果)
サービス利用開始	○	○	○	○
モニタリング	○ (面接により少なくとも3か月に1回実施)	○ (面接により少なくとも3か月に1回実施)	△	ー (セルフマネジメント)
評価	○ (ケアプランに位置付けた期間の終了時)	○ (ケアプランに位置付けた期間の終了時)	○ (ケアプランに位置付けた期間の終了時)	ー

*評価結果によってはマネジメント内容が変わりアセスメントに戻り一連の工程につながる。

第6条(医療機関との連携促進)

- 1 利用者が医療系サービスを希望している場合等は、主治医等の意見を求め、この求めた主治医等に対してケアプランを交付し連携を図ります。
- 2 予防訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に担当者自身が把握した利用者の状況等について、担当者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行い、連携を図ります。

○介護予防支援の提供開始に当たり、入院時に担当者の氏名等を入院先医療機関にお伝えいただきますよう、ご協力をお願いします。

第7条(感染症や災害への対応)

感染症や災害が発生した場合でも、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から感染症及び災害の業務継続計画を策定します。

第8条(高齢者虐待防止の推進)

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための措置を講じます。

第9条(居宅介護支援事業者による介護予防サービス計画原案作成)

- ①事業者は、利用者の同意に基づき、居宅介護支援事業者介護予防サービス計画の原案作成を委託することができます。(短期集中型サービス、住民主体型サービスのみを利用する場合を除く)
- ②前項の居宅介護支援事業者は、地域包括支援センター運営協議会で承認された選定基準を満たす事業者とします。

第10条(給付管理)

事業者は、サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

第11条(要支援認定等の申請に係る援助)

- 1 事業者は、利用者が要支援認定の更新申請及び状況の変化に伴う区分変更の申請並びに要介護・要支援認定申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、前項の申請を利用者に代わって行います。

第12条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、介護予防支援等の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧し、複写物の交付を受けることができます。
- 3 事業者は、利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申し出があった場合には、利用者に対し、直近のサービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第13条(料金)

事業者が提供する介護予防支援に対する料金規定は【契約書別紙 2】のとおりです。

第14条(契約の終了)

- 1 利用者は、事業者に対して、文書で通知することにより、いつでもこの契約を解除することができます。
この場合、利用者は、当該地域の他の指定介護予防支援事業者に関する情報を事業者に求めることができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - (1)利用者が必要な介護予防・生活支援サービス事業等の利用を終了したとき。
 - (2)利用者の要支援認定区分が、非該当、要介護と認定された場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。
 - (3)利用者が板橋区外へ転出した場合や死亡した場合など介護予防支援等の対象でなくなったとき。

●当介護予防支援事業所と契約した後に介護保険認定の結果介護予防対象外となり2年以内に、再度要支援1または2となった場合、この事項が継続することとする。

第15条(契約の解除)

事業者は、次の事由に該当した場合は、この契約を解除することができます。

- (1)やむを得ない事情がある場合、利用者に対して1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書をもって通知することにより、この契約を解消することができます。
- (2)事業者は、重要事項説明書の「4. サービス利用方法-(3)①及び②」の規定に該当した場合、文書をもって通知することにより、直ちにこの契約を解消することができます。

第16条(秘密保持)

- 1 事業者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除き、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業者は、担当職員その他退職者を含む従業員であった者が、正当な理由がある場合を除き、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者にサービスを提供するサービス事業者との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

第17条(事故発生時の対応と賠償責任)

- 1 事業者は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに板橋区及び利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業者の故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

●本契約の有効期間中に利用者に生じた損害であっても、以下の各号に該当する場合、その損害に対する事業者の賠償責任は免除されるものとします。

- ①利用者が契約締結時にその身体の状態及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ②利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する事業者からの聴取・確認に対し、故意にこれを告げず、または、不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- ③利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- ⑤ 利用契約者が、事業者もしくは、事業者の職員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。
- ⑥ 天災・地震等の不可抗力に専ら起因して損害が発生した場合。

第 18 条(身分証携行義務)

事業者の担当職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 19 条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した介護予防支援等又は自らがサービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 20 条(善管注意義務)

事業者は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第 21 条(居宅介護支援事業所への委託)

- 1 事業者は、第3条、第4条、第5条及び第9条に定める事務の実施を、居宅介護支援事業所に委託することができることとします。
なお、第13条、第14条、第15条、第16条及び第17条については、委託先の居宅介護支援事業所は、事業者と同様の義務を負うものとします。
- 2 事業者は、前項により委託する場合は、利用者に対し、その居宅介護支援事業所の事業者名、所在地及び担当者氏名等をお知らせします。

第 22 条(本契約に定めのない事項)

1. 利用者と事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところに従い、また、介護保険法令その他諸法令に定めのないときは、双方誠意をもって協議の上、定めます。

第 23 条(裁判管轄)

利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることを予め合意します。

【契約書 別紙1】

認定前に指定介護予防支援の提供が行われる場合の特例事項

1 介護予防支援について

- (1) 要支援認定の認定前に、利用者が指定介護予防サービスの提供を希望する場合には、この契約の締結の日から速やかに介護予防サービス計画を作成し、利用者にとって必要な指定介護予防サービス利用のための支援を行います。
- (2) (1)の場合において、担当職員は、指定介護予防サービス計画の作成に当たり、当該計画の内容が利用者の認定結果を上回る過剰な介護予防サービスを位置付けることのないよう配慮しながら計画の作成に努めます。
- (3) 担当職員は、(2)により作成した介護予防サービス計画について、要支援認定後に利用者の意向を踏まえ、適切な介護予防サービス計画の見直しを行います。

2 契約の継続について

(1) 利用者が要支援認定を受けた場合

要支援認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。

この際に、利用者から解約の申入れがあった場合には、契約書本文第2条第1項の規定にかかわらず、この契約は終了します。

なお、意思確認の結果、利用者から解約の申入れがない場合には、この別紙に定める内容は終了します。

(2) 認定の結果、利用者が自立（非該当）と認定された場合

認定の結果、利用者が自立（非該当）と認定された場合には、本契約は終了します。この場合の介護予防計画作成に対する利用料は、請求いたしません。

なお、利用者がサービスの利用を希望する場合は、必要な支援を行ないます。

(3) 認定の結果、利用者が要介護1～要介護5と認定された場合

認定の結果、利用者が要介護1～要介護5と認定された場合には、本契約は終了します。この場合の利用料は、請求いたしません。

なお、利用者が指定居宅介護サービスの利用を希望する場合は、継続してサービスを受けることができるよう、必要な支援を行ないます。

(4) 従前より事業対象者としてサービス事業を利用していた利用者が要介護認定申請を行い、認定の結果が要介護1以上となった場合には、介護給付サービスの利用を開始するまでの間は事業対象者として取り扱われ、サービス事業利用分の報酬は総合事業より支給されます。

なお、上記の件について、認定結果が出るまでの間に介護給付サービスとサービス事業を同時に利用し、サービス事業利用分に介護給付の対象とならないサービスがある場合には、下記①②のどちらかを利用者が任意で選択することとなります。

- ① 要支援対象者として取り扱い、介護給付サービス利用分の全額を利用者が負担する
- ② 要介護者として取り扱い、サービス事業利用分の全額を利用者が負担する

3 注意事項

- (1) 認定の結果、自立（非該当）となった場合には、認定前に提供された指定介護予防サービスは保険給付の対象となりません。この場合、サービスに係る費用の全額を利用者が負担することとなります。
- (2) 認定の結果、認定前に提供された指定介護予防サービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスに係る費用の全額を利用者が負担することとなります。
- (3) 認定の結果、要介護1～5となった場合、要介護認定前に提供されたサービスのうち、保険給付されないサービスがある場合は、当該サービスに係る費用の全額を利用者が負担することとなります。

【契約書 別紙 2】

◇料金

・介護予防支援料及び介護予防ケアマネジメント料(以下「介護予防支援料等」といいます。)は、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント等の提供開始以降1ヶ月当たり下表のとおりです。ただし、初回月に限り¥3420円(300単位×¥11.40)が加算されます。また、地域包括支援センターが委託する個々のケアプランについて、居宅支援事業者との適切な情報連携をした場合¥3420円(300単位×¥11.40)が加算されます。

・ 2024年4月1日より介護報酬一部改訂

サービス種別	利用サービス	介護予防支援料等
①予防給付 (訪問看護、福祉用具貸与等)	「①～③のいずれかを含む」サービス利用	A 5038 円(442 単位)
②訪問型サービス ③通所型サービス	「④のみ」又は「④及び⑤」のサービス利用	B 4890 円(429 単位)
④短期集中型サービス ⑤住民主体型サービス	「⑤のみ」のサービス利用	C 3670 円(322 単位)

なお、法定代理受領によりこの介護予防支援等に対し、当社に保険給付費又は地域支援事業費(以下「保険給付費等」といいます。)が支払われる場合、利用者の自己負担はございません。

・介護保険適用の場合でも、利用者の保険料の滞納等により、保険給付費等が直接当社に支払われない場合があります。その場合は、金額の全額をお支払いいただき、当社からサービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日板橋区の窓口に提出しますと、差額等の払戻しを受けることができます。

・契約書本文第12条第1項但し書の解約の申し出により直ちに解約を終了する場合は上記、介護予防支援料 A、B、C の解約料を各々いただきます。

・通常のサービス提供の実施地域を超える地域に訪問し、又は出張する必要がある場合には、その旅費(実費)に対する支払いが必要となります。 実費負担

・要介護認定等の申請代行にかかる費用については無料とします。

・サービス提供の実施記録等の複写料。実費負担

介護予防支援又は第1号介護予防支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基
づいて重要事項、契約における個人情報の使用同意書、及び契約書・契約書別紙の説明をし、本書2
通作成し、利用者、家族代表により署名（又は、署名代理）を頂き、利用者と事業者が、1通ずつ保有す
るものとします。

契約締結日 年 月 日

事業者

所在地 東京都板橋区舟渡3丁目4番8号
名 称 舟渡地域包括支援センター
(1301900120号)

代表者

理事長 竹川 節男

説明者

私は、事業所から介護予防支援又は第1号介護予防支援事業の利用開始にあたり、説明を受け、
同意し交付を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____

(家族代表)

住 所 _____

氏 名 _____